



教育関連法規の改正（2020年6月6日更新）

2009年以降の看護学教育に大きく関連する法令等の改正についてその概要とともに記載します。

表の見方

通知等の名称		
施行日	改正法令等	改正点の抜粋
元文科高第 380 号 学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令の施行等について		
令和 2 年 4 月 1 日	学校教育法施行規則	「三つの方針」の策定・公表の義務化 学位論文に係る評価に当たっての基準の公表の義務化
	大学院設置基準	学識を教授するために必要な能力を培うための機会（プレ FD） の設定又は当該機会に関する情報提供の努力義務化 経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示の努力義務化
元文科高第 328 号 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について		
平成 31 年 8 月 13 日	学校教育法 施行規則 大学設置基準 短期大学設置基準 大学院設置基準 専門職大学設置基準	履修証明プログラムを履修するものに単位を与えることができる学修をさだめ、同プログラムにより取得した単位を修業年限の通算に加えることができるようになる 2 つ以上の学部の教員、施設設備を用いて横断的な教育課程を実施する組織（「学部等関係課程実施基本組織」）を置くことができる（医学、歯学、薬学、獣医学を除く）
29 文科高第 542 号 専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について		
平成 31 年 4 月 1 日	学校教育法 大学設置基準 短期大学設置基準	大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。
27 文科高第 1186 号 大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について		
平成 29 年 4 月 1 日	大学設置基準 高等専門学校設置基準 大学院設置基準	全ての大学等に、その職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修（SD）の機会を設けることなどを求めるもの
27 文科初第 473 号 高等学校等の専攻科修了者の大学への編入学制度の創設について		
平成 28 年 4 月 1 日	学校教育法	高等学校等の専攻科のうち、修業年限 2 年以上その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者について、大学へ編入学することができることとする



26 文科高第 441 号 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律		
平成 27 年 4 月 1 日	学校教育法 国立大学法人法	大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長又は大学共同利用機関法人の機構長の選考に係る規定の整備を行う等の改正 (大学ガバナンス改革)
25 文科高第 778 号 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について		
平成 26 年 4 月 1 日	専門職大学院設置基準	教職大学院の発展・拡充を推進するため、新設等が集中することが見込まれる平成 30 年度までの間は、優秀な教員を確保する必要があることから、教職大学院に必ず置くこととされる専任教員について、教育上支障を生じない場合には、引き続き、他の課程の教員がこれを兼ねることができるとするもの
19 文科高第 281 号 大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について		
平成 20 年 4 月 1 日	大学設置基準 高等専門学校設置基準 大学院設置基準 短期大学設置基準 専門職大学院設置基準	<ol style="list-style-type: none">1. 教育研究上の目的の明確化2. 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備3. 授業科目の開設4. 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準5. 成績評価基準等の明示等6. 教育内容等の改善のための組織的研修等 (FD の義務化)7. 科目等履修生等の受入れ8. 施設の専用等